

「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく

個別整備計画

(概要版)

平成27年5月

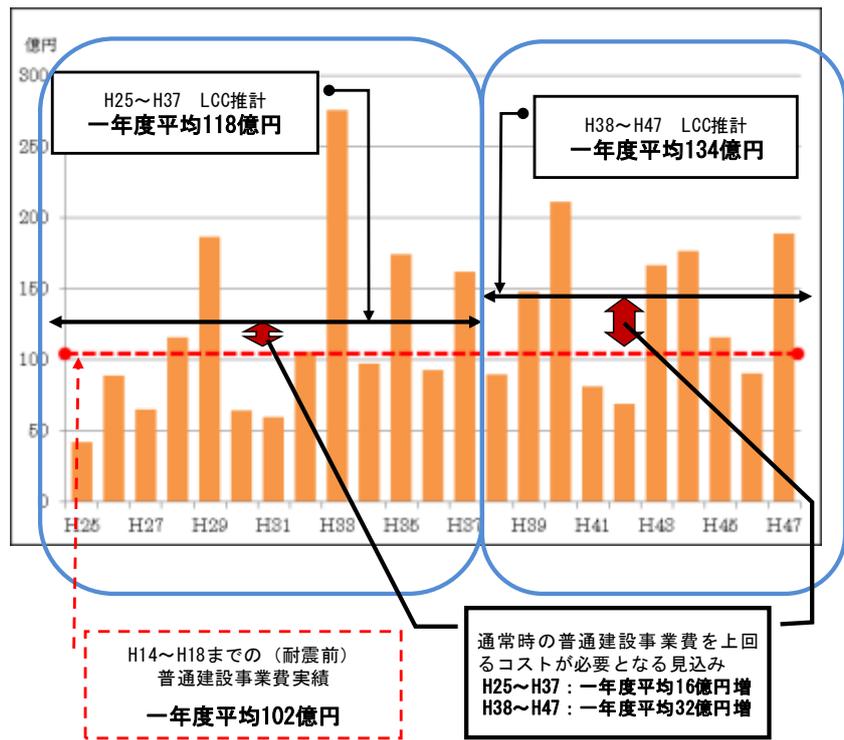
板橋区

◆第1部 総論

現状と課題（本編 P. 1）

- 区の人口は、平成25年1月1日現在、537,375人・65歳以上の高齢化率21.3%。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年度から平成32年度の間人口減少が始まり、高齢化率が高まっていく一方で、生産年齢人口（15歳～64歳）は減少傾向
- 平成25年4月現在、490施設・延床面積85.1万㎡の公共施設を保有。そのうち半数以上が建設から30年以上経過

- このまま現状を維持すると仮定した場合、施設の改築・改修等の経費に道路等の都市インフラの更新経費を加えた将来ライフサイクルコスト（以下「LCC」）の試算では、平成25年度から平成37年度までに必要となる年度あたりの平均費用が約118億円、最も集中する年度には約276億円が必要と予測
（参考）平成14年度から平成18年度の普通建設事業費の年度平均額は102億円



公共施設等の整備に関するマスタープラン（本編 P. 8～14）

（平成25年5月策定）

1 基本方針

- 施設総量の抑制
- 計画的な管理・保全による耐用年数の延伸
- 区有財産の有効活用

2 未来志向の公共施設マネジメント

- (1) LCCの把握・管理に基づくマネジメント
 - ①改築等の優先順位と基準の必要性
 - ②改築・改修等経費の縮減・平準化
- (2) 人口構造の変化による需要・ニーズの変化に対応したマネジメント
 - ①将来を見据えた機能転換や統合
 - ②廃止施設等の有効活用
- (3) 時代の要請に対応したマネジメント
 - ①量から質への転換

個別整備計画策定の目的（本編 P. 1～2）

《次世代へ安心・安全かつ魅力ある公共施設を引き継ぐために》

○マスタープランで定めた今後の施設整備に向けた基本方針及びそれに基づく3つの未来志向の公共施設マネジメント方針に基づき、工事にかかる仕様や内容の見直しによる改築・改修等の経費縮減・年度間平準化をはじめとする適切なコスト管理、将来を見通した需要の最適化に向けた施設の適正な配置を推進・実践していくための実施方針や工程表を定めます

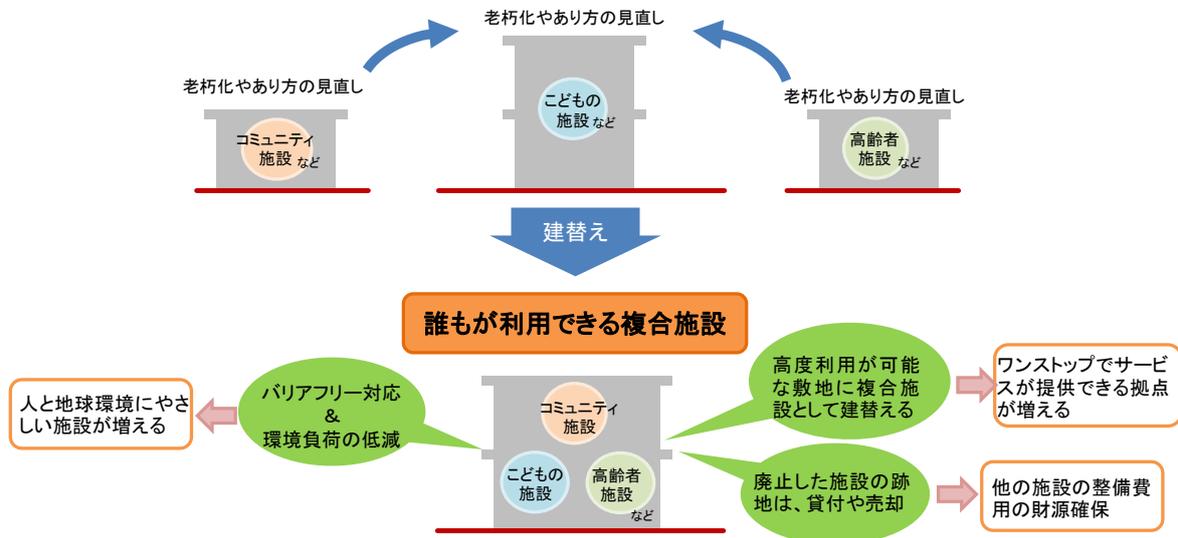
《安心・安全な公共施設づくり》

○公共施設を計画的に維持管理していくためには、大規模改修や修繕、定期点検などが必要であり、これらには多額の費用がかかります。一方で、区が保有する公共施設の多くが建設から30年以上経過し、改築や大規模改修の時期を迎えており、更新費用の増大が見込まれています。公共施設を適切に維持管理していくためにも、区の財政状況に見合った施設総量へ抑制し、安心・安全な施設づくりをめざします

個別整備計画策定の目的（本編 P. 3）

《時代の要請に対応した魅力ある公共施設づくり》

○施設の機能転換や複合化等によって施設総量を抑制しつつも施設の質をさらに充実させ、効率的・効果的なサービス提供などにより、時代の要請に対応した魅力ある公共施設へと再構築し、持続可能な区政の実現と継続的な行政サービスの提供をめざします



複合化のメリット

- 施設総量を抑制し、財政負担（区民の税負担）軽減
- 多機能化によるサービス向上
- 多様な世代の人々が集まり、交流が生まれることでコミュニティが活性化される

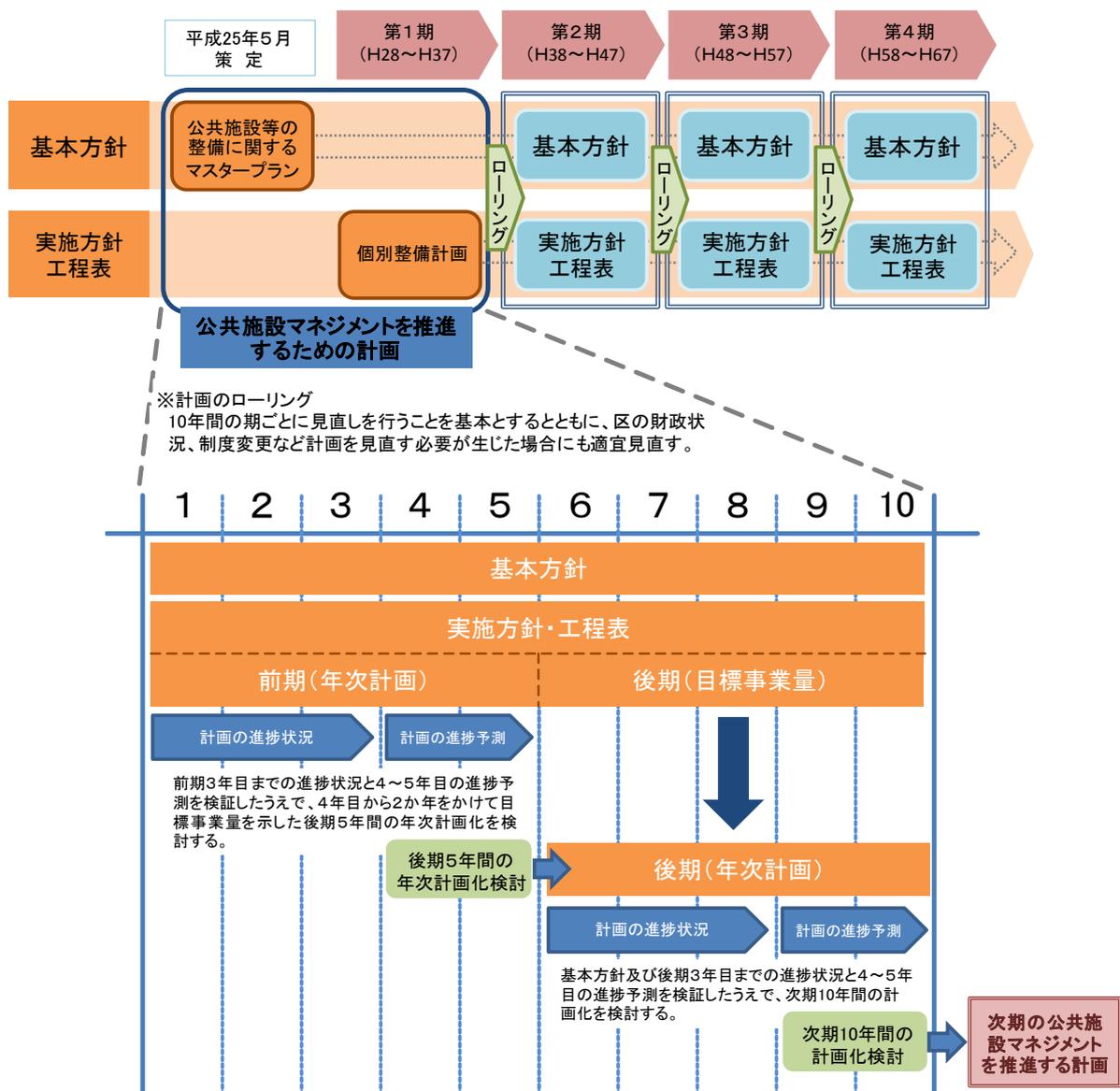
建替え時の施設の充実

- ユニバーサルデザインで誰もが使いやすい施設に
- 太陽光パネルなど環境負荷の低減に対応
- 将来的なニーズの変化に対応するフレキシブルな構造

計画の期間（本編 P. 4）

- 平成 28 年度から 37 年度を第 1 期とし、そのうちの前期 5 年間は年次計画を、後期 5 年間は目標事業量を示して、次期板橋区基本計画・実施計画への反映を図っていきます
- 以降 10 年を経るごとに第 2 期、第 3 期及び第 4 期に分け、計画の進捗状況や財政状況などを踏まえながら、10 年ごとにローリングします

《計画期間の考え方》



第1期の対象施設（本編 P.5）

- 区内全域に配置され数の多い施設や人口構造の変動によって適正配置や機能転換を行う必要がある施設（4施設種別）
 - 集会所等施設（区民集会所・地域集会室）
 - 高齢者集会施設（いこいの家・ふれあい館）
 - 児童福祉施設（児童館・保育園・学童クラブ）
 - 学校関連施設（小中学校）

- その他第1期計画期間中に改築・改修の更新時期を迎える公共施設
 - 庁舎等
 - 障がい者福祉施設
 - 児童福祉・子育て支援施設
 - 高齢者福祉施設
 - 集会・コミュニティ施設
 - 体育施設
 - 住宅施設
 - 学校教育施設
 - 文化・社会教育施設
 - 福祉事務所
 - 保健・健康増進施設
 - 資源環境施設
 - 産業振興施設
 - 土木事務所
 - 公園管理施設
 - 自転車駐車場
 - 図書館
 - その他（公文書館等）

将来 LCC 予測に基づく財源の試算（本編 P.17~25）

《工事費及び財源試算条件》

- 試算期間：平成27年度から47年度（第2期まで）
- 対象工事種別：改築工事、大規模改修工事
- 施設の分類：繰り入れる基金の種類ごとに分類
 - ①学校（義務教育施設整備基金）
 - ②住宅（住宅基金）
 - ③その他（公共施設等整備基金）

《基金及び起債残高の試算条件》

- 基金残高の試算条件
 - 試算期間中の基金の積み増しは想定しない
 - 平成26年度当初予算時点における年度末基金残高（見込み）を使用
- 起債残高の試算条件
 - 学校及び住宅
借入期間：20年間（3年間据置）、償還方法：元利均等
 - その他
借入期間：10年間、償還方法：満期一括

○工事費総額と財源 (単位：億円)

	工事費総額	国庫補助	起債	基金繰入	一般財源
学 校	1,048	104	668	138	138
住 宅	52	16	14	11	11
その他	590	—	265	163	163

○基金及び起債残高の予測 (単位：億円)

	平成 26	平成 27	
義務教育施設整備基金残高	94	<u>△44</u>	平成 43 年度にマイナスに転じる
住宅基金残高	20	9	
公共施設等整備基金残高	54	<u>△109</u>	平成 32 年度にマイナスに転じる
起債残高	383	<u>740</u>	

- 平成 27 年度から 1 年度あたり約 7 億円強の基金の積み増しが必要
- 公共工事における労務単価の上昇や消費税増税により経費はさらに増大
- 起債による公債費の増大は財政の硬直化を招く

- 現保有施設をすべて改築・改修することは財政的に困難
- 既存施設をできるだけ長く使いつつも施設総量を抑制

マスタープランに対するパブリックコメント実施結果 (本編 P. 26～28)

- 意見募集期間：平成 25 年 7 月 1 日～7 月 29 日
- 意見概要：5 人・団体から計 14 件
- 主な意見概要

人口減少が見込まれることや財政状況を考慮すると施設の統廃合はやむをえないと思う。子どもたちに負担を残さないよう、本当に必要な施設を残す計画であってほしい。

公共施設の集約・複合化を図りながら更新や保全を計画的に進めていくためには、区全体を俯瞰的に見ながら検討する組織が必要だと思う。

未使用スペースがある施設は積極的に複合化を図るなど有効活用すべきだと思う。

民間活力を上手に活用して施設を整備してほしい。また、廃止施設の跡地活用が円滑に進むよう、専門家の知見が必要だと思う。

公共施設を廃止する方針が決定される際には、十分に住民への説明を行って理解を得るようにしてほしい。

平成 25 年度板橋区区民意識意向調査結果「公共施設」に関する部分（本編 P. 29～35）

- 調査対象：20 歳以上の板橋区民 3,000 人
- 抽出方法：住民基本台帳から層化に段階無作為抽出
（5 地域ごとの登録人口規模で 3,000 人を按分抽出）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収
- 調査期間：平成 25 年 9 月 21 日～10 月 7 日
- 回収結果：有効回収数 1,354 人（有効回収率 45.1%）

問 公共施設の量の充足

- 「充足している」(14.6%) + 「まあまあ充足している」(32.1%) = 46.8%
- 「あまり充足していない」(12.9%) + 「充足していない」(3.9%) = 16.8%

問 公共施設の総量の抑制

- 「公共施設の役割や効果を評価して、区民ニーズや財政状況に見合った数まで減らすべき」(50.7%)
- 「今あるすべての公共施設は必要なものなので、現状維持を優先に考えて寿命を迎えたものはそのままの用途で建て替えるべきである」(23.8%)

問 公共施設に対する今後の方策

- 「区民ニーズの変化に対しては、新たな公共施設を建設せず、今ある施設を用途変更することで建設経費を軽減する」(42.9%)
- 「施設や敷地などの区有財産を有効活用し、売却・貸付・テナント収入などにより建て替え・改修経費や維持管理経費を軽減する」(40.8%)

問 公共施設の総量を抑制する際に減らすべき施設

- 「利用度や稼働率が低い施設」(65.1%)
- 「区民のニーズに合わなくなった施設」(58.2%)

問 民間活力を活用した整備や管理運営

- 「民間活力を積極的に活用した方がよい」(55.5%)
- 「民間活力を活用する施設を限定し最小限にとどめた方がよい」(17.0%)

◆ 第2部 個別整備計画

集会所等施設編（本編 P. 36～46）

現状と課題

- 配置：概ね半径 500m に 1 か所
- 施設数：区民集会所 71 か所、地域集会室 2 か所
- 施設規模等
 - 区民集会所：1 室…48 か所、2 室…19 か所、3 室…3 か所、4 室…1 か所
 - 地域集会室：常盤台…1 室、成増…2 室
- 整備状況：39 施設が築 30 年以上。
実施計画に基づき改修・設備更新を実施
- 利用状況：平均利用率 41.4%
- 主な課題
 - 配置基準で計算すると区内 41 か所となり、現在の配置数は基準超過
 - 公園内の集会所で建ぺい率を超えたものがある
 - 集会所によって利用率に差が大きい
 - 他に集会室を持つ類似施設あり



今後の方向性

【方向性】

- 地域センターとの差別化を図り、近隣住民が気軽に集い、活動できる場を提供
- 将来的には、施設更新の際などに、地域の自主管理の可能性を検討

【適正規模・適正配置の基本的な考え方】

- 概ね半径 500m に 1 か所を基本
- 近隣に地域センターが設置されている場合は、集会機能が充足しているものとする
- その他の集会機能を持つ公共施設の代替利用の可能性についても検討
- 1 室を基本とし、定員 30～80 人を標準的な広さとする
- 当面は洋室化を進め、和室・洋室が同数程度となるよう整備

【改築・改修等の整備に関する基本的な考え方】

- 施設の集約等によって適正規模・適正配置を実現
- 施設の更新の際は、ユニバーサルデザインなど質の高いものとするとともに、メンテナンスを容易にするよう仕様を標準化

適正規模・適正配置の進め方

【標準的な施設規模】

- 各集会所1室とし、室の広さは定員30人～80人（60㎡～180㎡）とする。
- 配置を考慮しながら和室・洋室が同数程度となるよう整備

【具体的な配置目標】

- 概ね500mに1か所設置することを基本としつつ、利用状況、個々の施設の課題、地形や道路による地域分断等を考慮して適正配置を図る

【適正配置手法】

○適正規模・適正配置の実現に向けた方針

- 公園内の法令不適合施設は集約等を検討
- 老朽化により改築・改修を必要とする施設は集約等を検討
- 適正規模の基準に満たない狭隘な施設は集約等を検討
- 民間施設を有料で借り上げている施設は、配置が過剰となる場合に集約等を検討
- 利用率が低い施設は集約等の検討対象とするが、配置バランス等の要素も考慮
- 行政需要のある公共施設へ集会所を転用することを検討。また、廃止される施設を集会所に転用することや、増改築される公共施設に集会所を複合化することに併せて、周辺集会所の廃止を検討
- 集会所以外の集会機能を持った公共施設について、集会所の代替施設となるか検討
- 都営住宅に併設されている集会所は、都から使用許可されているため今後も活用

【第1期（10年間）目標事業量】

区民集会所等 73か所⇒52か所
（改築7か所、改修1か所、複合1か所、廃止22か所、検討7か所※）
※うち、廃止を伴う集会所機能移転1か所

※改築…建物に対し改築事業を実施するもの

※改修…建物に対し大規模改修事業を実施するもの

※複合…別々の用途の施設を一つの建築物に集める複合化を行うもの

※廃止…施設の現用途の廃止を行うもの

※検討…施設のあり方検討や外部との調整が必要

現状と課題

- 配置：18 地区にいきいの家又はふれあい館のいずれか一方を基本的に配置
- 施設数：いきいの家 14 か所、ふれあい館 5 か所
- 施設規模等
 - ＜いきいの家＞4 室～7 室、面積 153 m²～597 m²
 - ＜ふれあい館＞娯楽室・広間・浴室等、面積 805 m²～1,578 m²
- 整備状況：すべての施設が築 40 年未満
- 利用状況
 - ＜いきいの家＞1 日平均約 28 人
 - かくしゃく講座、介護予防事業、寿大学、森のサロンなどで利用
 - ＜ふれあい館＞1 日平均約 172 人～415 人
 - 介護予防事業、クラブ活動、指定管理者主催事業などで利用
- 主な課題
 - ＜いきいの家＞
 - 利用者が少なく、特定のグループや個人に利用が偏っている
 - 行政評価結果を踏まえ、入浴事業の見直しが必要
 - 公園内に設置されている施設には法令不適合のものがある
 - 元気高齢者施策、介護予防の一層の充実が求められている
 - 介護保険法改正により地域支援事業充実のための基盤整備が必要
 - ＜ふれあい館＞
 - 指定管理業務の仕様内容の精査や利用者負担の導入



今後の方向性

【方向性】

＜いきいの家＞

- 平成 28 年度から 60 歳以上に利用を限定せず、区民集会所と同様の施設へと転換
- 高齢者が通い憩える場として多目的室を確保しつつ規模縮小
- 平成 28 年度から入浴事業は、入浴日数を週 4 日から週 2 日に縮小し、同年度末をもって廃止
- 規模縮小による創出スペースは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業や地域包括支援センターの設置、区民集会所等で活用

＜ふれあい館＞

- 現状の施設機能を維持しつつ、利用者負担を導入

適正規模・適正配置の進め方

【標準的な施設規模】

<いこいの家>

- 30㎡程度の多目的室1室と
15㎡程度の事務室1室

<ふれあい館>

- 現状平均面積 1,180㎡

【具体的な配置目標】

<いこいの家>

- 地域で気軽に通い憩える場として18地区へ配置することを基本とし、類似機能を有するふれあい館が設置されている5地区を除いた13地区に1か所ずつ配置。同一地区内にふれあい館が配置されている地区については機能集約を検討

- 創出スペースを活用し、5地域に1か所ずつ、新しい介護予防・日常生活支援総合事業を担うNPO・ボランティアの育成を目的とした場を提供
- 地域包括支援センター担当区域の変更に併せて、地域包括支援センターが設置されていない地区に整備を検討

<ふれあい館>

- 施設規模が大きく、区内の広範囲から多くの利用者を集めることができるため、1地域に1施設とし、区内に5か所配置

【適正配置手法】

<いこいの家>

- いこいの家機能は他施設との複合を基本とし、いこいの家単独での改築は行わない

<ふれあい館>

- 更新時期に同一地区内の公共施設の改築等に併せて複合化を検討

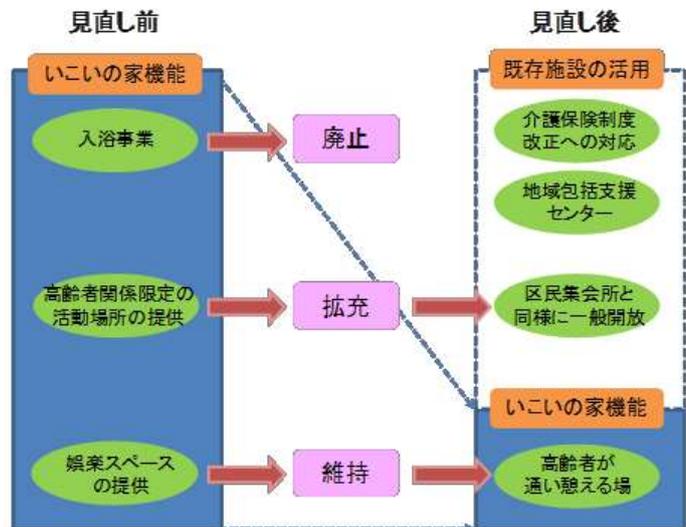
【第1期（10年間）目標事業量】

いこいの家 14館⇒14館、ふれあい館 5館⇒5館
 （複合 13館、検討 1館） （改修 1館、検討 1館）

※改修…建物に対し大規模改修事業を実施するもの

※複合…別々の用途の施設を一つの建築物に集める複合化を行うもの

※検討…施設のあり方検討や外部との調整が必要



現状と課題

- 配置：子どもの行動半径を 500m と定め、1 k mメッシュで整備
- 施設数：38 館
- 施設規模等：201.79 m²～613.60 m²
- 整備状況：31 館が築 30 年以上
- 利用状況：最近5年間では年間総利用者数が 90 万人前後で推移
 - 平成 26 年度利用者割合
乳幼児及び保護者等 59%程度、小学生 38%、中高生 2%
小学生利用者数は、あいキッズ実施前と比べ減少傾向
- 主な課題
 - 児童館の担ってきた小学生の放課後の安心・安全な居場所と遊び場としての役割があいキッズへ移行
 - 児童館が対象としている年齢層に対する区の様々な取り組みについて関係各課との役割分担を明確にしていくことが必要
 - 「子ども・子育て支援新制度」に基づく地域子育て支援拠点事業に対応した施設整備を進めることが必要
 - 乳幼児親子の利用者数は増加しており、在宅子育てに対する支援は今後も重要な課題として位置付け取り組んでいくことが必要



今後の方向性

【方向性】

- 在宅子育て支援に軸足を移した「新たな児童館」へと転換
- 開館日時を月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとし、乳幼児親子の居場所機能を充実させるとともに、相談機能や地域支援機能を強化して「子ども・子育て支援新制度」の趣旨に沿った「地域子育て支援拠点事業」に対応した施設とする
- ノーマライゼーションの視点からバリアフリー化を進めるとともに、発達障がいなど配慮を必要とする乳幼児への取り組みを必要に応じて複数の施設で実施
- 小学生など従来の利用者にも配慮して一定の対応を継続することとし、土曜日については委託で施設開放

適正規模・適正配置の進め方

【標準的な施設規模】

- 「新たな児童館」へ移行後の標準的な施設規模は1施設あたり400㎡

※必要な機能（諸室）

遊戯室、乳幼児専用ルーム「すくすくサロン室」、多目的室A・Bなど

【具体的な配置目標】

- 「新たな児童館」は18地区を基本に、地域子育て支援拠点事業が円滑に実施できるよう、地域間での対象人口や面積、小学生など従来の利用者の一部も引き続き利用することなども踏まえて配置
- 廃止する児童館については、保育園など他の児童福祉施設や区民集会所など、他用途への転用も視野に入れて有効活用を検討
- 「新たな児童館」の利用見込み数（乳幼児母子553,368人、乳幼児の父親53,424人、小学生166,320人）、施設状況（築年数、施設面積、併設施設の状況）、利便性（地理的条件、施設利用のための移動時間等）、隣接地区との調整などを判断基準とする

【適正配置手法】

- 施設の配置状況・規模・老朽化度・用途転用の可否等を踏まえつつ、併設施設の改築時期等に併せ、施設の複合化等を考慮しながら適正配置を推進
- 「新たな児童館」においては、多機能トイレなどのバリアフリー化を進めるとともに、利用者の安全面に配慮した環境とするため、複合化する場合には利用者の動線を考慮し、適切な管理が可能な構造とすることが必要
- 改築・改修時に施設の休館による影響を勘案し、隣接しあった地区において同時期の改築を避けるなど、施工時期の分散方法を検討

【第1期（10年間）目標事業量】

38館⇒26館

（改築＋複合2館、改築1館、複合1館、廃止12館）

※改築…建物に対し改築事業を実施するもの

※複合…別々の用途の施設を一つの建築物に集める複合化を行うもの

※廃止…施設の現用途を廃止する施設

現状と課題

<保育園>

○配置：待機児の需要等を踏まえて配置

○施設数：41 園

○施設規模等：228 m²～1,174 m²

○整備状況：36 園が築 30 年以上

平成 27 年 4 月 1 日までに民営化した保育園は 7 園)

○利用状況：平成 27 年 4 月 1 日現在入所児童数 3,816 人

➢ 平成 27 年 4 月 1 日現在の待機児童数 378 人

最近の 5 年間では 341 人～515 人の間を推移

○主な課題

➢ 待機児童数が解消できておらず、引き続き総合的な対策強化が必要

➢ 常時開設しており休園できない施設のため、仮設園舎の設置にあたっては既存園舎の付近に設置場所を探すなど、仮園舎の確保等、運営に支障が生じることのないようにすることが必要

<学童クラブ>

○整備状況：あいキッズへの移行に伴い、平成 26 年度末で廃止

○主な課題：廃止後の有効活用を検討



今後の方向性

<保育園>

➢ 保育施設の水準向上を図るとともに、可能な限り建設コストを抑えて環境に配慮した施設整備、メンテナンスを考慮

➢ 園児の保護者との面談の場や、在宅で子育てをしている方が保育に関する相談のできる場を設けた施設整備

<学童クラブ>

➢ 廃止後の空き施設は児童福祉施設としての活用を優先して検討。

➢ 残りの空き施設については、区民集会所など児童福祉以外の他の用途への転用も視野に検討

適正規模・適正配置の進め方

<保育園>

【標準的な施設規模】

- 1施設あたり 900 m²、屋外遊戯場 500 m²

※必要な機能（諸室）

保育室、遊戯室、調理室、医務室、調乳室（0歳）、屋外遊戯場 など

【具体的な配置目標】

- 乳幼児人口や面積、利用にあたっての交通事情など保育の提供区域を考慮し、区内5地域を単位として設置
- 5地域において、利用者が小規模保育事業や私立認可保育園など多様な規模や形態の保育を選択できる環境を確保しながら、保育施設間の連携を図るため、区立保育園を複数配置

【適正配置手法】

- 民間活力を導入しつつ、該当施設周辺の待機児の状況や保育施設の充足状況の動向を捉えながら、施設の配置状況・規模・老朽化度等を踏まえて適正配置を推進
- 民営化にあたっては、地区の状況や現在の利用者への影響を考慮し、事前説明から6年（児童が入れ替る期間）かかることを考慮。
- 児童館と併設している場合、その改築にあたっては、併設施設の状況（「新たな施設」移行後）や施設の築年数による老朽化を踏まえて計画化
- 改築にあたり仮園舎設置コストを縮減するため、複数園の改築・改修時にわたって有効活用できるか検討

【第1期（10年間）目標事業量】

改築＋複合1園、改修1園、検討2園

※改築…建物に対し改築事業を実施するもの

※改修…建物に対し大規模改修事業を実施するもの

※複合…別々の用途の施設を一つの建築物に集める複合化を行うもの

※検討…施設のあり方検討や外部との調整が必要

<学童クラブ>

あいキッズへの移行に伴い、平成26年度末で廃止

現状と課題

○配置・規模

- 小学校 52 校 児童数 21,763 人
 - 6 学級以下（過小規模）…6 校 7～11 学級（小規模）…7 校
 - 12～18 学級（適正規模）…32 校 19 学級以上（大規模）…7 校
 - ※過小規模校平均児童数…41.7 人、適正規模校平均児童数 73.0 人
- 中学校 23 校 生徒数 9,414 人
 - 5 学級以下（過小規模）…2 校 6～11 学級（小規模）…8 校
 - 12～18 学級（適正規模）…12 校 19 学級以上（大規模）…1 校

○主な課題

- 昭和 30 年代建設校のうち、改築・大規模改修が未計画となっている9校の対応を急ぐ必要
- 築後 60 年で改築を行うと仮定すると、平成 28 年度から 20 年間で 61 校が改築期を迎え、最も集中する平成 33 年度には 9 校が改築期を迎える
- 少人数学習等の多様な学習形態に対応できるスペースが不足しているほか、ICT 機器の不足等、新たな教育手法への対応が求められている
- 児童・生徒数はピーク時から半減し、将来的にも減少が見込まれ適正規模を下回る学校の増加が懸念される。一方で大規模集合住宅等の建設により、大規模化する学校の出現が予想される地域もある
- 改築・改修工事の仕様見直しやランニングコストへの配慮による費用縮減



今後の方向性

- 「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の推進
- 学校施設の整備目標
 - ①教育環境の充実
 - ②生活・運動環境の充実
 - ③学校と地域の連携
 - ④地球環境への配慮
 - ⑤災害に強い学校
 - ⑥バリアフリーに配慮した施設

適正規模・適正配置の進め方

【基本的な考え方】

- 今までの施設の老朽化への対応を主眼とした施設整備から、将来にわたる学校の適正な規模の維持及び配置等の教育環境の重要な要素である学校規模の観点を取り入れる。
- 検討にあたっては、当該校だけではなく周辺の学校を含めてグループ編成を行い、学校の統合により適正規模・適正配置が将来にわたり維持され、充実した教育環境を整えられる検討結果となった場合には、学校統合に向けた具体的な統合計画・建築計画の策定を進める。
- 手順に関しては「将来を見据えた区立学校の施設整備と適正規模・適正配置の一体的な推進のための方針（平成 25 年 9 月）」に従って取り組む。
- ①昭和 30 年代に建築し改築・大規模改修未計画校、②過小規模化により対応を要する学校を優先的に着手
- 適正配置の推進にあたっては、関係する学校の保護者、学校関係者、地域関係者から構成する協議会（教育環境の充実のために意見集約と合意形成を図る場）を設置

【第 1 期における学校グループ検討】

（検討）平成 26～27 年度（設計）平成 28 年度～29 年度

（改築）平成 30～31 年度

- Aグループ（向原中、上二中）
通学区域検討校（建設地検討時に選定）
- Bグループ（板橋第十小学校）
通学区域検討校（弥生小、向原小、板六小、大谷口小）
- Cグループ（板九小、中根橋小、板一小）
通学区域検討校（建設地検討時に選定）

その他施設編（本編 P. 88～208）

これまでの4つの施設種別以外の施設についても、マスタープランの基本方針に基づき、第1期対象施設の方向性について検討しています。

《施設種別と施設名》

施設種別	施設名
庁舎等	本庁舎、赤塚支所、区民事務所
障がい者福祉施設	障がい者福祉センター、福祉園、福祉作業所、障がい児放課後等デイサービス事業所
児童福祉・子育て支援施設	子ども家庭支援センター、親子交流サロン、あいキッズ、ベビールーム、母子生活支援施設、保育ルーム
高齢者福祉施設	おとしより保健福祉センター、シニア学習プラザ、高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、特別養護老人ホーム
集会・コミュニティ施設	地域センター等、高島平区民館
体育施設	体育施設、体育施設管理棟
住宅施設	区営住宅、まちづくり住宅、改良住宅
学校教育施設	教育相談施設、幼稚園、特別支援学校
文化・社会教育施設	教育科学館、郷土資料館等、社会教育会館、美術館、文化・ホール関係、社会教育宿泊施設、自然体験施設
福祉事務所	福祉事務所
保健・健康増進施設	保健所・健康福祉センター
資源環境施設	清掃事務所、リサイクルプラザ、環境施設
産業振興施設	産業振興施設
土木事務所	土木事務所
公園管理施設	公園事務所、公園管理事務所、公園内倉庫
自転車駐車場	自転車駐車場
図書館	図書館
その他施設	公文書館、消費者センター等、いたばし総合ボランティアセンター、男女平等推進センター、保健福祉オンブズマン室

《第1期対象施設の方向性》

施設種別	改築	改修	集約	複合	廃止	移転	検討
庁舎等	0	3	0	2	0	0	0
障がい者福祉施設	0	5	0	1	0	0	2
児童福祉・子育て支援施設	1	0	0	1	1	0	1
高齢者福祉施設	0	1	0	1	0	0	12
集会・コミュニティ施設	0	1	2	5	0	0	2
体育施設	2	2	0	3	0	0	0
住宅施設	0	0	7	0	0	0	1
学校教育施設	0	0	1	0	0	0	3
文化・社会教育施設	0	3	0	2	0	0	4
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	2
保健・健康増進施設	0	3	0	1	0	0	0
資源環境施設	2	0	0	1	0	0	1
産業振興施設	0	2	0	0	0	0	0
土木事務所	0	0	0	1	0	0	0
公園管理施設	5	0	0	1	2	0	0
自転車駐車場	0	0	0	0	0	0	0
図書館	1	0	0	2	0	0	0
その他施設	0	1	0	1	0	1	3

基本的な考え方

人口減少・超高齢社会にあっても、区政の持続的な発展を可能とするため、公共施設の総量を抑制しつつも、集約複合化・多機能化による公共施設の再編整備を進めることによって、魅力の創造と行政サービスの維持向上をめざします。

- 一つの建築物内で提供するサービスの多機能化によって、さらなる地域交流や世代間交流を促すとともに、施策横断的な相乗効果を生み出し、にぎわいの創出や地域の活性化につなげていきます。
- ハード面の集約複合化によって、空間的・時間的に効率よく施設を活用し、管理運営経費（ランニングコスト）の縮減を図ります。
- 施設の耐用年数に余裕があり、かつ、他に転用可能な未利用、低利用スペースがある場合には、他用途・機能の受入れを検討します。
- 耐用年数を迎えている施設で、引き続き行政需要がある場合は、周辺施設への集約化・複合化の可能性を検討します。また、当該施設の敷地に高度利用が可能な状況がある場合は、周辺施設との集約化・複合化の候補用地として検討します。

複合施設の現況

- 既に複合化している施設は、490 施設のうち 271 施設で全体の約 55.3%を占めています。
- 分野別にみると、複合化している割合の最も高い施設は高齢者福祉施設で約 93.1%（29 施設中 27 施設）、続いて庁舎等で約 88.9%（9 施設中 8 施設）、高齢者集会施設約 84.2%（19 施設中 16 施設）となっています。高齢者福祉施設については、コミュニティ関連施設や他の高齢者施設等との複合化パターンが多くなっています。庁舎等については区民事務所の複合化が多く、地域センターや福祉施設のほか土木事務所等と併設されているケースがあります。
- 本区で施設総量の最も多くを占める学校等については、複合化の割合は約 3.6%（83 施設中 3 施設）であり、今後、改築など更新の際に「地域が支える魅力ある学校」として、図書館、生涯学習等の教育関連施設や周辺のコミュニティ関連施設、高齢・児童福祉施設等の他施設との複合化を検討していくことが施設総量縮減の効果的な取り組みになると考えられます。

集約複合化・多機能化のモデルケース

【多世代交流型】（地区単位で検討）

児童館やいこいの家など、サービスの利用対象者別に整備してきた施設などを集約複合化し、多機能化するケースが想定されます。

（多機能の例）

- 在宅子育て支援機能（児童館、保育園など）
- 教育機能（学校など）
- 高齢者支援機能（いこいの家など）
- 集会機能（集会所など）
- 運動・スポーツ機能（体育館など）

【総合行政サービス型】（地域単位で検討）

公共施設の総量を抑制しつつも、様々な行政サービスを一か所で提供できる環境を地域に整備することによって、利便性の向上を図るケースが想定されます。

（多機能の例）

- 区民事務所
- 保健所
- 地域センター
- 総合相談機能
- 図書館
- 集会機能

【施策間相乗効果型】（全区単位で検討）

施策目的・対象者が類似する公共施設を集約複合化することによって、施策間の相乗効果を期待できるケースが想定されます。

（多機能の例）

- 社会教育・生涯学習（社会教育会館など）
- ボランティアセンター
- 図書館
- 公文書館
- 集会機能（集会所など）

検討の進め方

公共施設を集約複合化・多機能化を推進していくにあたっては、以下の考え方で検討を進めていきます。

- 改築・大規模改修対象施設の優先順位が高い施設を優先的に検討します。
- 当該施設の必要性を検討します。
- 当該施設が地区施設の場合、18地区単位で、周辺施設との集約・複合化を検討します。
- 他地区の全区施設あるいは5地域施設のうち、集約・複合化の可能性を検討します。
- 検討にあたっては、廃止施設や大規模施設の有効活用も視野に入れます。
- 集約・複合化によって廃止となる施設については、併せて後利用も検討します。
- 第1期の集約・複合・検討対象グループをつくり、組み合わせを検討します。
- 対象グループについて、庁内検討組織を立ち上げ、スケジュールに併せて検討します。

◆ 第3部 公共施設の総合的かつ計画的な管理

総合的かつ計画的な管理に関する方針（本編 P. 230～252）

個別整備計画における目標耐用年数

構造			目標耐用年数
重量系	鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	長期	80年
		標準	60年
	鉄骨造		
軽量系	鉄骨造		40年

長寿命化を図るための劣化調査の実施

<調査方法>

- 外観目視調査
- 物理的調査
 - ▶コンクリート系建築物
構造体内部の鉄筋の腐食状況、コンクリートの中性化や塩化物量の状況、コンクリートの圧縮強度試験
 - ▶鉄骨系建築物
鉄骨材の腐食状況、鉄骨材の損傷状況

<調査時期>

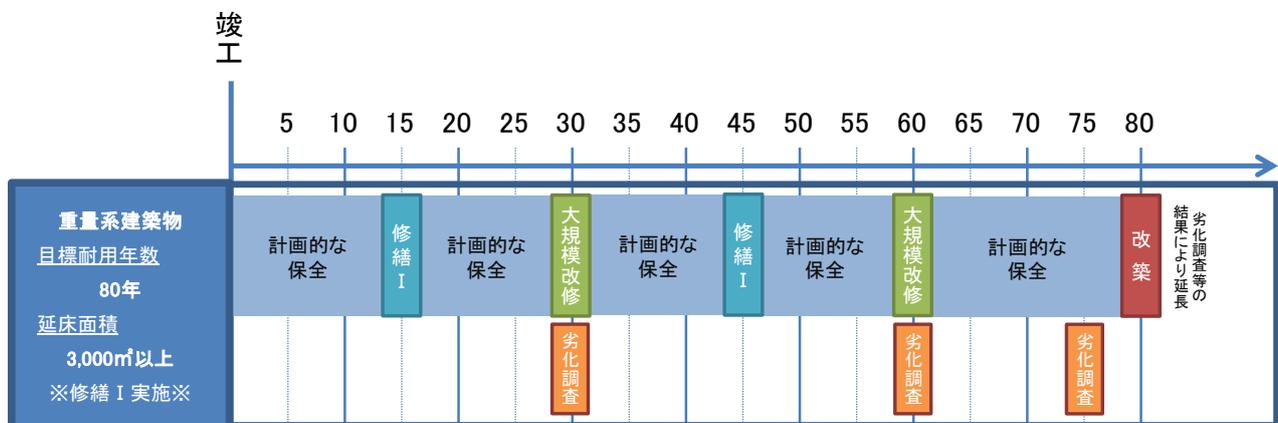
- 大規模改修時
設計を行う前に外観目視による調査を行ったうえで物理的調査を実施します
- 構造別目標耐用年数に達する5年前
構造別目標耐用年数に達する既存建築物のうち、継続使用を検討するものは、外観目視による調査を行ったうえで物理的調査を実施します
- 修繕（維持改修）時及び予防保全工事実施時
修繕（維持改修）及び予防保全工事の実施にあたっては、外観目視による調査を実施します

改築・改修・修繕の考え方

計画的な予防保全によって、可能な限り建築物を長く使い続けるため、改築・改修・修繕事業の分類を以下のとおりとします。

	改築事業	大規模改修事業	修繕(維持改修)事業Ⅰ	修繕(維持改修)事業Ⅱ
目的	○継続使用よりも建替えが合理的 ○原則として集約・複合化を行う	○目標耐用年数まで使用するため設備を更新し、耐久性を向上	○躯体維持に必要な部分及び設備関係について予防保全し、長寿命化	○躯体維持に必要な部分及び設備関係について予防保全し、長寿命化
対象規模	—	○原則、延床面積 3,000㎡以上 ※住宅施設など 3,000㎡未満でも施設運営や建築物の状況により判断	○原則、延床面積 3,000㎡以上 ※住宅施設など 3,000㎡未満でも施設運営や建築物の状況により判断	○原則、延床面積 3,000㎡以上 ※住宅施設など 3,000㎡未満でも施設運営や建築物の状況により判断
周期	○重量系建築物：築 60 年または 80 年 ○軽量系建築物：築 40 年 ※目標耐用年数による	○目標耐用年数 60 年のものは築 30 年 ○目標耐用年数 80 年のものは修繕(維持改修)事業の実施状況による	○重量系建築物で築 15 年及び築 45 年	○重量系建築物のうち目標耐用年数が 80 年で、設備配管類を部分的に更新可能なものは築 20 年及び 60 年
工事内容	○施設環境の充実・地球環境への配慮 ○災害に強い施設整備 ○ユニバーサルデザイン ○用途変更対応のフレキシブル構造 ○高効率化・高機能化(ICT 設備等) ○予防保全しやすい機器の選定・配置	○ほぼ全面的なリニューアル。設備更新だけでなく、ユニバーサルデザイン・環境に配慮し改善を図る ○修繕(維持改修)事業及び内装工事 ○省エネルギー対策 ○予防保全しやすい機器の選定・配置	○予防保全工事 ○設備更新 ○物理的な不具合への対応 ○機能向上は可能な範囲で実施	○予防保全工事 ○設備はほぼ全面的なリニューアル ○物理的な不具合への対応 ○機能向上は可能な範囲で実施

改築・改修サイクルのイメージ例



改築・大規模改修・修繕の優先順位を設定する基準

LCCの把握・管理に基づくマネジメントの手法として、改築・大規模改修の優先順位を設定する基準を定め、経費の縮減・平準化を図ります。

一次判断基準（安心・安全の観点）

ア 災害時重要度

災害時における施設の役割を重視し、板橋区地域防災計画において避難所や一時滞在施設などに指定されている施設を優先

- 指定避難所
- 福祉避難所
- 区施設避難所
- 地域センター
- 防災センター・情報処理センター・赤塚支所
- 一時滞在施設

イ 施設利用対象者

施設の主な利用対象者が災害弱者（子ども、高齢者、障がい者など）である施設を優先

ウ 施設利用人数

1日あたりの利用人数が多い施設を優先

エ 建築物の性能や老朽度等

建築物の性能や老朽度等の判断基準として、「建物保全管理・営繕業務支援システム」の部位データ（建築物の躯体を長期に維持するために必要な部分及び設備関係についてはその建築物機能を保持するための部分）を基に、FCI（残存不具合率）を算定します。

$$\text{FCI (\%)} = \frac{\text{残存不具合額}}{\text{施設複成価格}}$$

FCIの数値が低いほど、建築物が良好な状態に保たれていることとなります。建築物の施設複成価格は、計画的な保全を実施する際の用途別㎡あたり工事単価に延床面積を乗じて算定します。

このほか、施設面積、築年数、劣化の進行、危険個所の有無、耐震性能、バリアフリー対応等の状況により、緊急性の高い項目について考慮し、過度な負担を残さずに良質な施設を持続可能な量で次世代へ引き継いでいきます。

二次判断基準（魅力創造の観点）

周辺施設の更新状況及び周辺地域のまちづくりの進捗状況

- 周辺施設の更新も併せて実施することで効率化を図ることができないか検討します。
- 周辺市街地のリニューアルに合わせて、老朽化した施設を更新し、まちの魅力発信力を高められないか検討します。
- 集客力の高い施設の更新を先導して行うことにより、周辺市街地のまちづくりを促進する起爆剤としての効果を発揮できないか検討します。
- 施設更新に併せて、駅周辺や商店街といったエリアを中心に集客力のある施設等を配置することで、まちづくりの拠点整備の効果を高められないか検討します。



第1期対象施設の第一、二次判断基準による優先順位が高いものについて、改築又は大規模改修時に集約・複合化によるサービス向上の可能性を検討します。

改築・大規模改修・修繕事業経費の削減に向けて

○改築事業

- ▶ 建築物の改築事業の計画に対し、必要な機能及び品質の確保を図りつつ、建築工事費及び使用期間に係る経費の増加要因を取り除き、コスト削減をめざします
- ▶ 集約・複合化を検討します
- ▶ 工期短縮を図ります

○大規模改修事業

- ▶ 改築工事費の60%以下を目標とします。ただし、機能の向上を行う場合には、最大10%を加算します
- ▶ 物理的な劣化調査を行い、効率的な工事の実施を検討します

○修繕（維持改修）事業

- ▶ 改築工事費の35%以下とします
- ▶ 外観目視による劣化調査を実施し、不要な工事を見送ります
- ▶ 修繕（維持改修）工事をまとめて実施することで、全体の工事費を削減できる場合は、異なる時期に予定されている工事の時期を調整します
- ▶ 設備機器のオーバーホールや部品交換の適切な維持管理を行います
- ▶ 配管類についてはなるべく既存のものを利用します（修繕（維持改修）事業Ⅰのみ）

○その他

- ▶ 仮施設について未設置やローテーションによる使用を検討します
- ▶ 補助金等を有効活用します
- ▶ 異なる時期に予定されている改修工事をまとめて実施することで、工事の都度発生する施設利用上の障害を最小化することで、区民サービスの低下を防ぎ、施設運営費を削減します

公共施設等の適正な保全について

○適正な保全への取り組み事項

- | | |
|------------------|--------------|
| ▽建築物保全規程の策定 | ▽保全体制の構築 |
| ▽保全計画（予防保全工事）の作成 | ▽維持保全（点検）の実施 |
| ▽効率的・効果的な保全工事の実施 | |

廃止施設等の跡地活用の推進

○跡地活用の迅速化

- ▶ マスタープランで掲げた8つの廃止施設等（旧板橋第三小学校、旧職員住宅高島寮、旧職員住宅新河岸寮、旧清水図書館、旧保健所、旧三園中継所処理棟、旧向原教職員住宅、旧板橋第四中学校）のほかに、今後は個別整備計画の取り組みによって施設総量を抑制することにより、余剰となる施設が発生することが予想されます。
- ▶ 廃止施設等の跡地を長期に遊休財産とすることは適切ではないため、跡地活用を迅速に行い、有効活用を図っていくことが必要です。
- ▶ 今後は、施設の廃止決定前に跡地活用も含めて検討し、迅速に廃止施設等の有効活用を進めていきます。
- ▶

○廃止施設等の売却・貸付による財源の確保

売却または貸付を行う場合は、今後の施設更新に向けた財源を確保するため、売却・貸付益を施設整備経費に充当する仕組みを検討します。

総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

- ファシリティマネジメントの観点から、廃止施設を含む区施設の総合的・横断的な有効活用を一元的に取り扱い、かつ、計画的な施設管理・予防保全による長寿命化に取り組む組織として資産活用課を設置しました。
- 施設台帳・管財台帳など施設情報の一元化を図り、公共施設を総合的かつ計画的に管理していくために活用します。

公共施設の耐震化

- 区では、平成 19 年度に策定した「板橋区耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の耐震化を進めてきました。指定避難所にもなっている区立小・中学校の校舎及び体育館を含め全ての対象施設の耐震化が平成 27 年度に完了する予定です。
- 災害時の拠点施設については、本庁舎北館にある防災センターが、平成 26 年 11 月に免震構造である新南館に移転しました。さらに、本庁舎が被災し使用できない状況に備え、赤塚支所をバックアップセンターとして運用することとなっています。

今後検討すべき課題

○統一的な地方公会計の促進（総務省）

人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、限られた財源を「賢く使う」取り組みを行うことが重要となっています。今後の地方公会計の整備促進については、財務書類の作成に関する統一的な基準が総務省から示されたところです。この基準を踏まえ、地方公会計の促進による固定資産台帳の整備を行いつつ、活用を検討していきます。

○新たな地方債措置の創設（総務省）

公共施設等が更新時期を迎えるなか、利用需要の変化が予想されており、施設全体の最適化を図る必要性があります。公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って総合的かつ計画的な管理を行うため、公共施設等総合管理計画の策定が求められており、計画に基づき老朽化対策を推進していく必要があります。区では公共施設マネジメントに取り組むとともに財源の確保に努めることから、国等の制度の活用を検討していきます。

○建築物のトリアージ（大規模改修・修繕の可否選別）

老朽化の進行が顕著に表れている建築物や大規模改修・修繕に多額の費用を要する建築物については、一定の基準を設けて工事の可否を判断することで、長期的な視点から効果的な工事を優先して実施します。一定の基準を設定して大規模改修・修繕の可否を選別することを、建築物のトリアージと言います。より多くの公共施設を安心・安全に維持管理し、施設の質を充実させるために、大規模改修・修繕の可否判断基準を明確に設定する必要があります。

○民間活力の推進（PPP/PFI）

これまで行政が行ってきた公共建築物の整備や管理運営に、民間企業の経営ノウハウや技術力や資金を活かすため、業務規模や施設規模に一定の基準を設けて、PPP・PFIの検討を行い、限られた財源の中で、同一水準のサービスをより安く、同一金額でより上質なサービスを提供することを検討します。

個別整備計画の目標設定

	第1期	第2期	第3期	第4期	計
長寿命化による 経費削減効果	0.3% (16.6億円)	1.0% (51.5億円)	1.1% (54.0億円)	0.7% (32.2億円)	3.1% (154.3億円)
延床面積 削減効果	1.8% (52.5億円)	5.5% (163.0億円)	5.7% (170.6億円)	3.4% (101.7億円)	16.4% (487.8億円)

※長寿命化による経費削減効果…マスタープランで算出したLCCと比較し、削減効果を算出
 ※延床面積削減効果…(施設廃止等による延床面積削減量) / (マスタープラン策定時の総延床面積)
 ※上表の()内は、更新経費の削減額

【参考資料】個別整備計画第1期対象施設一覧

集会所等施設

<施設整備検討結果一覧>

No.	施設名	方向性	説明
1.	東新集会所	改築	後期期間中を目標に改築します。
2.	三園一丁目集会所	改築	後期期間中を目標に改築します。
3.	赤塚高台集会所	改築	後期期間中を目標に改築します。
4.	西徳第一公園内集会所	改築	平成 31～32 年度を目標に併設する公園施設と合わせ改築します。
5.	高島平七丁目公園内集会所	改築	平成 31～32 年度を目標に併設する公園施設と合わせ改築します。
6.	高島平九丁目集会所	改築	後期期間中を目標に改築します。
7.	板橋交通公園内集会所	改築	平成 28～30 年度を目標に併設する公園施設と合わせ改築します。
8.	上板橋健康福祉センター内集会所	改修	第 1 期期間中を目標に、併設する上板橋健康福祉センターの改修と合わせて改修します。
9.	中丸児童遊園内集会所	複合	平成 28～30 年度を目標に中丸いこいの家へ複合化します。
10.	山中児童遊園内集会所	廃止	平成 31～32 年度を目標に弥生町に新たに設置する集会所のオープンに合わせ、廃止します。
11.	南板橋公園内集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、集会所部分を改修した後に南板橋児童館へ用途転用します。
12.	幸町集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、隣接する保育園用地及び防災備蓄倉庫としての活用を軸に跡地利用を検討します。
13.	大谷口児童遊園内集会所	廃止	こどもの池の廃止に合わせ平成 28～30 年度に廃止し、建ぺい率超過を解消します。
14.	大谷口二丁目集会所	廃止	大谷口いこいの家の移転に合わせ平成 28～30 年度に廃止し、建ぺい率超過を解消します。
15.	南ときわ台公園内集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、建ぺい率超過を解消します。集会所の除却に合わせ、公園便所を改築します。
16.	常盤台一丁目集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、跡地の資産活用を検討します。
17.	清水町集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、防災備蓄倉庫としての活用を検討します。
18.	小豆沢二丁目集会所	廃止	前期期間中を目標に廃止し、賃料支出を削減します。
19.	若木児童遊園内集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、建ぺい率超過を解消します。
20.	どんぐり山公園内集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、建ぺい率超過を解消します。集会所の除却に合わせ、公園便所を改築します。
21.	西台三丁目集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、分団本部の拡張や文書倉庫としての活用を検討します。
22.	蓮根第二集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、跡地の資産活用を検討します。
23.	前野町三丁目集会所	廃止	まへの福祉作業所として活用するため、平成 28～30 年度を目標に廃止します。
24.	東山公園内集会所	廃止	併設する公園施設の改築に合わせ、後期期間中を目標に廃止し、建ぺい率超過を解消します。
25.	赤塚五丁目集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、集会所部分を改修した後に介護保険法改正による新しい総合事業を行う施設へ用途転用します。
26.	徳丸五丁目集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、防災備蓄倉庫としての活用を検討します。
27.	高島平五丁目第二公園内集会所	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、跡地の資産活用を検討します。
28.	新河岸公園内集会所	廃止	平成 31～32 年度を目標に廃止し、建ぺい率超過を解消します。併設する防災資機材倉庫は他へ移転します。
29.	高島平一丁目第三公園内集会所	廃止	併設する公園施設の改築に合わせ、後期期間中を目標に廃止し、建ぺい率超過を解消します。
30.	常盤台地域集会室	廃止	常盤台区民事務所の移転に合わせて廃止します。
31.	成増地域集会室	廃止	平成 28～30 年度を目標に廃止し、跡地の資産活用を検討します。
32.	板橋四丁目集会所	検討	複合する施設を調整中であるため、引き続き周辺施設との複合化について検討します。
33.	栄町集会所		
34.	本町集会所		
35.	水久保公園内集会所		
36.	本蓮沼公園内集会所		
37.	志村城山公園内集会所		
38.	緑ヶ丘第二公園内集会所		

高齢者集会施設

<施設整備検討結果一覧>

《いこいの家》

No.	施設名	方向性	説明
1.	大谷口いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを暫定的に転用し集会室機能を複合化しますが、入浴事業廃止後に建物の供用を廃止し、多目的室機能 (30 ㎡) は平成 29 年度を目標に大谷口地域センターへ複合化します。
2.	桜川いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し介護保険法改正による新しい総合事業を行う施設を複合化します。
3.	仲宿いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し集会室機能を複合化します。更にシルバー人材センター等に使用を許可します。
4.	清水いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し地域包括支援センターを複合化します。
5.	板橋いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し介護保険法改正による新しい総合事業を行う施設及び集会室機能を複合化します。
6.	前野いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し介護保険法改正による新しい総合事業を行う施設を複合化します。
7.	中丸いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し中丸児童遊園内集会所及び地域包括支援センターを複合化します。
8.	蓮根いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し介護保険法改正による新しい総合事業を行う施設を複合化します。
9.	なりますいこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し集会室機能を複合化します。
10.	東新いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し集会室機能を複合化します。更に後期期間中を目標に、教育科学館の常盤台地域センターの移転後スペースに複合化します。
11.	大和いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し集会室機能を複合化します。
12.	赤塚いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを転用し介護保険法改正による新しい総合事業を行う施設を複合化します。
13.	舟渡いこいの家	複合	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースを暫定的に転用し集会室機能を複合化しますが、入浴事業廃止後、多目的室機能 (30 ㎡) は平成 29 年度を目標に舟渡ホールへ複合化します。
14.	西台いこいの家	検討	平成 28 年度を目標に余剰となるスペースの一部を併設する西台二丁目集会所へ転用します。また、「板橋区の公営住宅政策のあり方に関する検討結果」を受け、配置圏域が重複している中台ふれあい館とともに、ふれあい館機能のあり方を検討します。

《ふれあい館》

No.	施設名	方向性	説明
1.	仲町ふれあい館	改修	後期期間中を目標に大規模改修します。
2.	中台ふれあい館	検討	「板橋区の公営住宅政策のあり方に関する検討結果」を受け、けやき苑に併設する現施設のふれあい館機能について、配置圏域が重複している西台いこいの家との適正配置を検討します。

児童福祉施設

<施設整備検討結果一覧>

<<児童館>>

No.	施設名	方向性	説明
1.	弥生児童館	改築・複合	平成 31～32 年度を目標に改築し、弥生保育園及び集会所機能を複合化します。
2.	高島平児童館	改築・複合	高島平地域グランドデザインとの整合を図りながら、第 1 期計画期間中の複合化を目標に複合化基本施設の一つとして、施設機能の組合せや実施時期等を検討します。
3.	しらさぎ児童館	改築	平成 27～28 年度に改築します。
4.	富士見台児童館	複合	平成 31～32 年度を目標に旧板橋第四中学校敷地内に整備する施設に複合化します。
5.	板橋児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、保育関係施設としての活用を検討します。
6.	加賀児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、建物除却後、民間保育施設の誘致を図ります。
7.	みなみ児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、保育関係施設としての活用を検討します。
8.	ときわ台児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、児童館部分を改修した後にときわ台保育園及び東新ベビールームへ用途転用します。
9.	中板橋児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、保育関係施設としての活用を検討します。
10.	あさひが丘児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、保育関係施設としての活用を検討します。
11.	若木児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、保育関係施設としての活用を検討します。
12.	西台児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、保育関係施設としての活用を検討します。
13.	高島平あやめ児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、保育関係施設としての活用を検討します。
14.	大原児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、児童館部分を改修した後に（仮）生涯学習センターへ用途転用します。
15.	赤塚新町児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、保育関係施設としての活用を検討します。
16.	成増南児童館	廃止	平成 28 年度に廃止し、児童館部分を改修した後に（仮）生涯学習センターへ用途転用します。

<<保育園>>

No.	施設名	方向性	説明
1.	弥生保育園	改築・複合	平成 31～32 年度を目標に改築し、弥生児童館及び集会所機能を複合化します。
2.	向台保育園	改修	後期期間中を目標に劣化調査を行い、その結果に基づき継続使用に向けた改修をします。
3.	大山西町保育園	検討	第 1 期期間中に改築周期を迎え、都営住宅用地に保育施設用地が確保されることから、適正規模・適正配置の基本的な考え方に基づき検討を進めます。
4.	仲宿保育園	検討	第 1 期期間中に改築周期を迎えるため、都営住宅との調整を開始します。

<<学童クラブ>>

No.	施設名	方向性	説明
1.	旧加賀学童クラブ	廃止	建物除却後、民間保育施設の誘致を図ります。
2.	旧弥生学童クラブ	廃止	平成 31～32 年度を目標に改築し、弥生児童館、弥生保育園及び集会所機能を複合化します。
3.	旧前野学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に児童館すくすくサロン及び保育園給食調理委託に伴う休養室に用途転用します。
4.	旧紅梅学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に紅梅保育園へ用途転用します。
5.	旧若木学童クラブ	廃止	都営住宅と併設のため、行政需要がなければ返還します。
6.	旧若木第二学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に保育園を改築・改修する際の代替調理施設に用途転用します。
7.	旧西台学童クラブ	廃止	保育関係施設としての活用を検討します。

8.	旧赤塚新町学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に下赤塚ベビールームへ用途転用します。
9.	旧向原学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に向原ベビールームへ用途転用します。
10.	旧上板橋学童クラブ	廃止	児童関係施設又は保育関係施設としての活用を検討します。
11.	旧新河岸学童クラブ	廃止	児童関係施設としての活用を検討します。
12.	旧蓮根第二学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に児童館すくすくサロンに用途転用します。
13.	旧まなくろ学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標にとくまる福祉作業所の拡充のため用途転用します。
14.	旧緑が丘学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に児童館すくすくサロン及び保育園給食調理委託に伴う休養室に用途転用します。
15.	旧高島平学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に児童館ベビーサロン（仮称）に用途転用します。
16.	旧三園学童クラブ	廃止	併設のしらさぎ児童館の改築に伴い解体します。
17.	旧なります学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に児童館すくすくサロンに用途転用します。
18.	旧ゆりの木学童クラブ	廃止	児童関係施設としての活用を検討します。
19.	旧富士見台学童クラブ	廃止	保育関係施設としての活用を検討します。
20.	旧大山東学童クラブ	廃止	児童関係施設としての活用を検討します。
21.	旧西徳学童クラブ	廃止	平成 28 年度を目標に児童館すくすくサロンに用途転用します。

学校関連施設

<施設整備検討結果一覧>

《小学校》

No.	施設名	方向性	説明
1.	板橋第十小学校	グループごとに改築・集約に向けた調整を行います。	第 1 期 Bグループ 平成 27 年度までに調査・検討します。
2.	板橋第九小学校		第 1 期 Cグループ 平成 27 年度までに調査・検討します。
3.	中根橋小学校		
4.	志村小学校		第 2 期以降は平成 28 年度以降に検討する学校グループを編成 《決定時期》 第 2 期：平成 28 年度、第 3 期：平成 31 年度
5.	向原小学校		

《中学校》

No.	施設名	方向性	説明
1.	向原中学校	グループごとに改築・集約に向けた調整を行います。	第 1 期 Aグループ 平成 27 年度までに調査・検討
2.	上板橋第二中学校		
3.	上板橋第一中学校		第 2 期以降は平成 28 年度以降に検討する学校グループを編成 《決定時期》 第 2 期：平成 28 年度、第 3 期：平成 31 年度
4.	上板橋第三中学校		
5.	板橋第一中学校		
6.	板橋第五中学校		

その他施設

<施設整備検討結果一覧>

<<庁舎等>>

No.	施設名	方向性	説明
1.	板橋区役所（北館）	改修	第1期計画期間中を目標に板橋区役所（北館）と情報処理センターの大規模改修を一体的に検討し、事業実施時における周辺区有地の活用も含め検討します。なお、情報処理センターは、大規模改修を機に使用を許可している団体の配置スペースについての再編等も検討します。
2.	情報処理センター	改修	
3.	仲町区民事務所	改修	後期期間中を目標に大規模改修します。
4.	常盤台区民事務所	複合	後期期間中を目標に、中央図書館移転後の用地に常盤台地域センターと複合化します。
5.	高島平区民事務所	改築・複合	高島平地域ランドデザインとの整合を図りながら、第1期計画期間中の複合化を目標に、複合化基本施設の一つとして、施設機能の組合せや実施時期等を検討します。

<<障がい者福祉施設>>

No.	施設名	方向性	説明
1.	障がい者福祉センター	改修	第1期計画期間中を目標に福祉園の大規模改修の検討と一体的に区有地等の活用も含めた改修方法・改修時期について検討します。
2.	小茂根福祉園	改修	
3.	高島平福祉園		
4.	前野福祉園		
5.	赤塚福祉園・赤塚ホーム		第1期計画期間中を目標に大規模改修するため、区有地等の活用も含めて対象となる福祉園の改修方法・改修時期について検討します。
6.	蓮根福祉園	検討	第1期期間中に大規模改修事業の実施時期を迎えるため、都営住宅との調整を開始します。
7.	まえの福祉作業所	複合	後期期間中を目標にエコポリスセンターへ複合化します。
8.	はすねっこ（けやき分園）	検討	第1期期間中に大規模改修事業の実施時期を迎えるため、UR都市機構との調整を開始します。

<<児童福祉・子育て支援施設>>

No.	施設名	方向性	説明
1.	なります0・1・2ひろば	廃止	周辺児童館においてすくすくサロン事業を実施するため、平成28年度に廃止します。
2.	子ども家庭支援センター	検討	板橋福祉事務所の移転先の検討に従い、施設の配置を決定します。
3.	東新ベビールーム	複合	平成28～30年度を目標にときわ台児童館の廃止後のスペースを用途転用し、ときわ台保育園へ複合化します。
4.	母子生活支援施設	改築	平成27～28年度に改築します。

<<高齢者福祉施設>>

No.	施設名	方向性	説明
1.	おとしより保健福祉センター	検討	板橋区版地域包括ケアシステムの実現に向け、おとしより保健福祉センター機能のあり方を検討したうえで、第1期計画期間中を目標に大規模改修の実施に向け、改修方法・改修時期を検討します。
2.	徳丸高齢者在宅サービスセンター	検討	
3.	西台高齢者在宅サービスセンター		
4.	前野高齢者在宅サービスセンター		
5.	蓮根高齢者在宅サービスセンター		
6.	成増高齢者在宅サービスセンター		
7.	仲町高齢者在宅サービスセンター		
8.	特別養護老人ホームみどりの苑デイサービスセンター		
9.	特別養護老人ホームいずみの苑デイサービスセンター		

10.	仲町おとしより相談センター	改修	後期期間中を目標に大規模改修します。
11.	常盤台おとしより相談センター	複合	平成 31～32 年度を目標に旧板橋第四中学校敷地内に整備する施設に複合化します。
12.	坂下おとしより相談センター	検討	いずみの苑の民営化の検討に従い方向性を決定します。
13.	みどりの苑	検討	後期期間中を目標に大規模改修の施工も含めた民営化について検討します。
14.	いずみの苑		

《集会・コミュニティ施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	高島平地域センター	改築・複合	高島平地域ランドデザインとの整合を図りながら、第1期計画期間中の複合化を目標に、複合化基本施設の一つとして、施設機能の組合せや実施時期等を検討します。
2.	仲町地域センター	改修	後期期間中を目標に大規模改修します。
3.	前野地域センター	集約	後期期間中を目標に前野ホールへ集約します。
4.	前野ホール	集約	後期期間中を目標に前野地域センターを集約します。
5.	常盤台地域センター	複合	後期期間中を目標に、中央図書館移転後の用地に常盤台区民事務所と複合化します。
6.	富士見地域センター	複合	平成 31～32 年度を目標に旧板橋第四中学校敷地内に整備する施設に複合化します。
7.	大谷口地域センター	複合	平成 29 年度を目標に大谷口いこいの家を複合化します。
8.	向原ホール	検討	大谷口地域センターとの集約化について引き続き検討します。
9.	成増地域センター	検討	第1期期間中に大規模改修事業の実施時期を迎えるため、成増アクト1管理組合法人との調整を開始します。
10.	高島平区民館	改築・複合	高島平地域ランドデザインとの整合を図りながら、第1期計画期間中の複合化を目標に複合化基本施設の一つとして、施設機能の組合せや実施時期等を検討します。

《体育施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	小豆沢体育館武道場	改築・複合	平成 28～30 年度を目標に整備する小豆沢体育館温水プールへ複合化します。
2.	東板橋体育館 (温水プール・武道場含)	改修・複合	平成 31～32 年度を目標に大規模改修し、植村冒険館を複合化します。
3.	赤塚体育館(温水プール含)	改修	後期期間中を目標に大規模改修します。
4.	上板橋体育館 (温水プール・武道場含)	改修	後期期間中を目標に大規模改修します。
5.	東板橋庭球場管理棟	改築・複合	平成 28～30 年度を目標に東板橋公園内で改築する南部公園事務所と複合化します。併せて東板橋公園動物舎等も整備します。
6.	小豆沢庭球場更衣室	改築	平成 31～32 年度を目標に改築するため、小豆沢公園の再編や屋外体育施設の更新と併せ検討します。
7.	加賀庭球場管理棟	改築	後期期間中を目標に改築するため、屋外体育施設の更新と併せ、実施時期を検討します。

《住宅施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	徳丸一丁目	改修 又は 改築 に合わせ 集約	第1期計画期間中を目標に区営住宅機能とけやき苑機能を集約していくため、対象施設の更新方法や実施時期について検討します。
2.	徳丸二丁目第2		
3.	舟渡二丁目第3(2号棟)		
4.	舟渡二丁目第3(7号棟)		
5.	小茂根一丁目第2(17号棟)		
6.	小茂根一丁目第2(20号棟)		
7.	舟渡一丁目第2		
8.	まちづくり推進仲宿住宅	検討	第1期期間中に大規模改修事業の実施時期を迎えるため、施設のあり方を含めた今後の整備方針を検討します。

《学校教育施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	板橋フレンドセンター	集約	後期期間中を目標に旧板橋第四中学校再整備計画の中でフレンドセンター体育館機能を含め集約を検討します。
2.	高島幼稚園	検討	幼保小中の連携、地域交流、研究活動の今後の展開方針と併せて「子ども・子育て支援新制度」の枠組みの中で、3歳児保育などを含めた区立幼稚園のあり方や認定こども園化の可能性について検討します。
3.	新河岸幼稚園	検討	園児数が減少していることから、1学級の最低人数（10人）が確保できない場合、翌年度募集停止、2年後に廃園とする区立幼稚園あり方検討会の方針に則った対応を行っていきます。
4.	天津わかしお学校	検討	平成27年度中に方向性をまとめる施設のあり方検討の結果を踏まえ決定します。

《文化・社会教育施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	教育科学館	改修・複合	後期期間中を目標に大規模改修し、常盤台地域センターの移転後スペースに集会所機能と東新いこいの家を複合化します。
2.	大原社会教育会館	検討	既存建物を活用し、平成28年度に(仮称)生涯学習センターの整備を進めます。将来に向け、旧板橋第四中学校の再整備計画を定めていく中で検討します。
3.	成増社会教育会館	検討	既存建物を活用し、(仮称)生涯学習センターの整備を進めます。
4.	美術館	改修	平成28～30年度を目標に大規模改修します。
5.	文化会館	改修	後期期間中を目標に大規模改修します。
6.	グリーンホール	検討	板橋福祉事務所の移転先の検討に従い、施設内の配置を決定します。
7.	少年自然の家八ヶ岳荘	改修	平成28～30年度を目標に大規模改修します。
8.	榛名林間学園	検討	第1期計画期間中に大規模改修の実施時期を迎えることを踏まえ、改修時期を検討します。
9.	植村冒険館	複合	平成31～32年度を目標に東板橋体育館へ複合化します。

《福祉事務所》

No.	施設名	方向性	説明
1.	板橋福祉事務所	検討	グリーンホールへの移転の検討結果に従い決定します。
2.	志村福祉事務所	検討	第1期期間中に大規模改修事業の実施時期を迎えるため、UR都市機構との調整を開始します。

《保健・健康増進施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	上板橋健康福祉センター	改修	第1期計画期間中を目標に大規模改修するため、対象となる健康福祉センターの改修方法・改修時期について検討します。
2.	赤塚健康福祉センター		
3.	志村健康福祉センター		
4.	高島平健康福祉センター	改築・複合	高島平地域グランドデザインとの整合を図りながら、第1期計画期間中の複合化を目標に複合化基本施設の一つとして、施設機能の組合せや実施時期等を検討します。

《資源環境施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	西台中継所管理棟	改築	後期期間中を目標に改築します。
2.	西台中継所休憩所	改築	後期期間中を目標に改築します。
3.	エコポリスセンター	改修・複合	後期期間中を目標に大規模改修し、前野地域センターがまへのホールに移転した後の空きスペースにまへの福祉作業所を複合化します。前野いこいの家については、引き続きエコポリスセンター内に設置します。
4.	熱帯環境植物館	検討	中長期的な施設のあり方について、ライフサイクルコストを踏まえつつ、引き続き検討します。

《産業振興施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	生活産業融合型第一工場ビル	改修	後期期間中を目標に大規模改修します。
2.	生活産業融合型第二工場ビル		

《土木事務所》

No.	施設名	方向性	説明
1.	板橋土木事務所	検討	第1期計画期間中を目標に併設施設の状況に合わせて移転又は改築するため、他の公共施設との複合化を検討します。

《公園管理施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	南部公園事務所	改築・複合	平成28～30年度を目標に東板橋公園内で改築する東板橋庭球場管理棟と複合化を検討します。併せて東板橋公園動物舎等を整備します。
2.	東板橋公園動物舎等	改築	前期期間中を目標に東板橋公園内で改築する東板橋庭球場管理棟及び南部公園事務所との整備に併せて改築します。
3.	板橋交通公園管理事務所	改築	平成28～30年度を目標に改築します。
4.	西徳第一公園内管理棟	改築	平成31～32年度を目標に併設する区民集会所と合わせて改築します。
5.	こども動物園高島平分園飼育舎	改築	平成31年度以降を目標に改築します。
6.	大谷口児童遊園管理棟	廃止	平成28～30年度を目標に子どもの池と合わせて廃止します。
7.	高島平七丁目公園倉庫	改築	平成31～32年度を目標に併設する区民集会所と合わせて改築します。
8.	山中児童遊園倉庫	廃止	平成31～32年度に併設施設の状況に合わせて廃止します。

《図書館》

No.	施設名	方向性	説明
1.	中央図書館	移転・改築	平成28～31年度を目標に、平和公園へ移転・改築します。移転・改築にあたり、いたばしポーロニャ子ども絵本館を複合します。
2.	高島平図書館	改築・複合	高島平地域グランドデザインとの整合を図りながら、第1期計画期間中の複合化を目標に複合化基本施設の一つとして、施設機能の組合せや実施時期等を検討します。
3.	いたばしポーロニャ子ども絵本館	複合	平成28～31年度を目標に、平和公園へ移転・改築する中央図書館と複合化します。

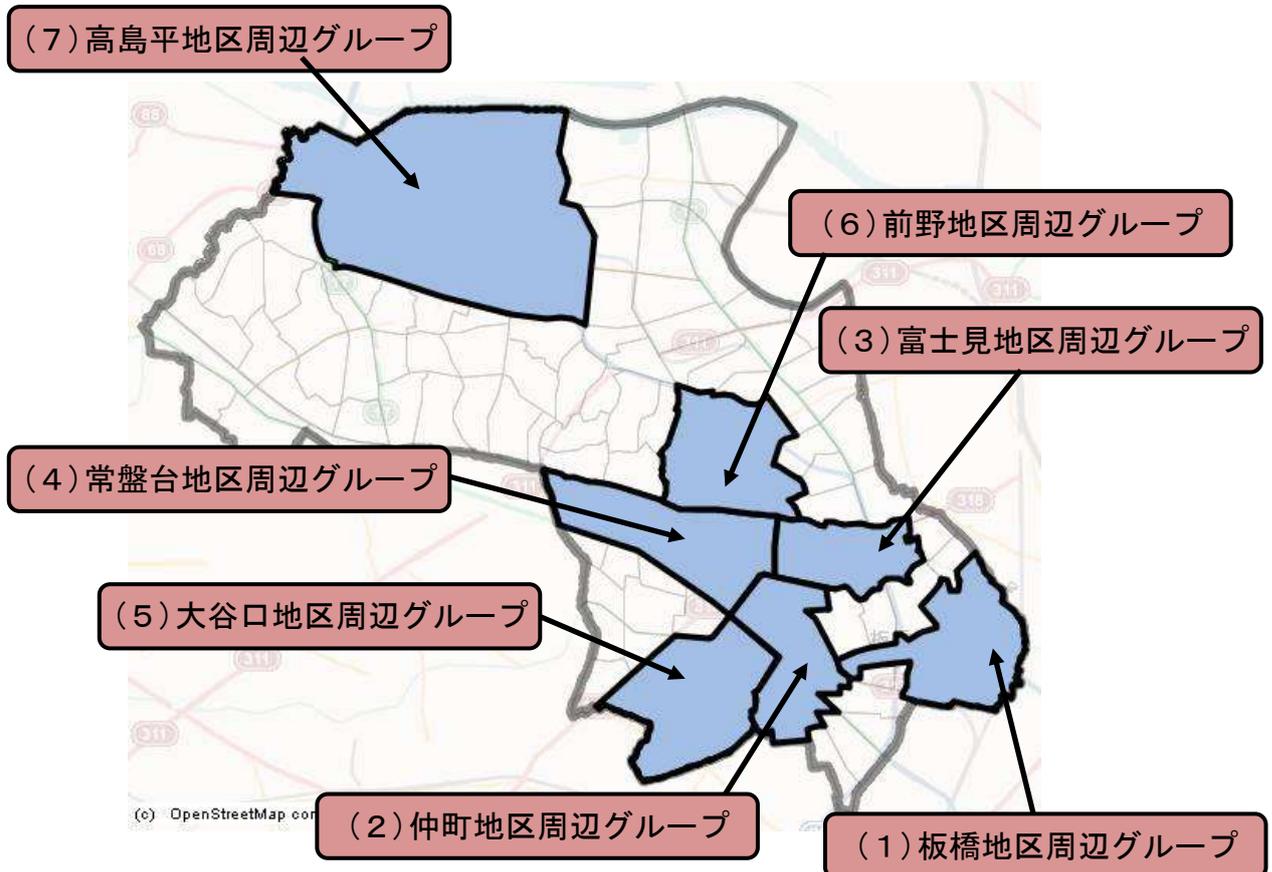
《その他施設》

No.	施設名	方向性	説明
1.	公文書館	移転	後期期間中を目標に移転します。
2.	消費者センター	改修	情報処理センターの大規模改修を機に行う施設内の再編に併せて検討します。
3.	舟渡斎場	検討	平成27年度中にまとめるあり方検討の結果を踏まえ決定します。
4.	いたばし総合ボランティアセンター	複合	平成31～32年度を目標に旧板橋第四中学校敷地内に整備する施設に複合化します。
5.	男女平等推進センター	検討	女性の相談窓口の集約について検討を行い、施設の配置を決定します。
6.	保健福祉オンブズマン室	検討	板橋福祉事務所の移転先の検討に従い、施設の配置を決定します。

個別整備計画第1期の集約・複合化プラン

第1期に改築・改修・集約・複合・移転に分類した施設の中で、改築・大規模改修の優先順位が高い施設を中心に、集約・複合化について具体的な施設の組合せを検討するため、下図のとおり検討対象グループを編成しました。

なお、個別整備計画の検討を進める中で、新たに改築・大規模改修対象施設が発生する場合は、適宜検討対象グループを編成し、組合せを検討していきます。



各グループにおける対象施設の集約・複合化プランは以下のとおりです。

(1) 板橋地区周辺グループ

① 東板橋体育館を核とした複合化プラン

目標年度	平成 31～32 年度を目標に大規模改修・複合				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	東板橋体育館	板橋	昭 61	7,560	基幹施設
	植村冒険館	蓮根	平 04	519	
モデル類型	多世代交流型				
想定効果	体育施設と自然体験施設の複合による相乗効果 複合施設の延床面積の削減 移転後跡地の貸付・売却による財源確保				
説明	大規模改修を契機として、植村直己のゆかりの地である仲宿地区に近い東板橋体育館に、植村冒険館を複合化します。植村冒険館は、移転を個別整備計画で決定した後、跡地活用方針に則って後利用意向調査を行い、その結果に基づいて活用又は処分等を検討します。				

②東板橋公園内施設の複合化プラン

目標年度	平成 28～30 年度を目標に改築・複合				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	南部公園事務所	板橋	平 03	294	基幹施設
	東板橋庭球場管理棟	板橋	平 03	46	
	東板橋公園動物舎	板橋	昭 50	353	南部公園事務所、東板橋庭球場管理棟と併せて、公園施設内での整備を行う
モデル類型	施策間相乗効果型				
想定効果	複合施設の延床面積の削減 仮設施設を造らないことで整備に係る費用を削減				
説明	東板橋公園敷地内を活用しながら施設を建設し、南部公園事務所、東板橋庭球場管理棟を複合化します。併せて東板橋公園動物舎等も整備します。仮設施設を造らず経費を削減するとともに、施設利用への影響を最小限にとどめた施設更新をめざします。				

(2) 仲町地区周辺グループ

①弥生児童館・弥生保育園を核とした複合化プラン

目標年度	平成 31～32 年度を目標に改築・複合				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	弥生保育園	仲町	昭 46	839	基幹施設
	弥生児童館	仲町	昭 46	399	
	山中児童遊園内集会所	仲宿	平 03	31	廃止
モデル類型	多世代交流型				
想定効果	多世代交流による地域コミュニティ活性化 バリアフリー対応 複合施設の延床面積の削減 公園内に設置され、建ぺい率を超過した施設の解消				
説明	公園内に設置され、建ぺい率を超過している山中児童遊園内集会所を廃止し、弥生保育園・弥生児童館の改築に合わせ新しい集会所機能を移転し複合化します。				

(3) 富士見地区周辺グループ

①旧板橋第四中学校跡地を活用した複合化プラン

目標年度	平成 31～32 年度を目標に改築・複合				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	富士見地域センター	富士見	昭 59	745	基幹施設
	富士見台児童館	富士見	昭 61	448	
	常盤台おとしより相談センター	常盤台	平 04	320	
	いたばし総合ボランティアセンター	富士見	昭 35	385	
モデル類型	多世代交流型、施策間相乗効果型				
想定効果	多世代交流による地域コミュニティ活性化 複合施設の延床面積の削減 移転後跡地の貸付・売却による財源確保				

説明	旧板橋第四中学校敷地内に複合施設を整備します。富士見地域センター、富士見台児童館、常盤台おとしより相談センター、いたばし総合ボランティアセンターを移転させ複合化します。各施設の移転後の活用については、併設施設や躯体の状況を考慮しながら用途転用を行い、建物内の施設機能が全て廃止となる常盤台おとしより相談センターは、移転を個別整備計画で決定した後、跡地活用方針に則って後利用意向調査を行い、その結果に基づいて活用又は処分等を検討します。
-----------	---

②フレンドセンターとフレンドセンター体育館の集約化プラン

目標年度	後期期間中を目標に集約				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	フレンドセンター	富士見	昭 37	1,626	基幹施設
	フレンドセンター体育館	富士見	昭 59	887	
モデル類型	施策間相乗効果型				
想定効果	施設集約によるセキュリティ向上 施設利用者の動線の円滑化				
説明	第1 期期間中に、板橋フレンドセンターがある旧校舎部分は築後 60 年以上経過するため除却します。そのため、フレンドセンターとフレンドセンター体育館の集約化について検討します。				

(4) 常盤台地区周辺グループ

①中央図書館の移転・改築を核とした複合化プラン

目標年度	平成 28～31 年度を目標に複合				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	中央図書館	常盤台	昭 45	2,907	基幹施設
	いたばしボローニャ子ども絵本館	富士見	昭 35	177	
モデル類型	施策間相乗効果型				
想定効果	多機能化によるサービス向上 バリアフリー対応 仮設施設を造らないことで整備に係る費用を削減				
説明	中央図書館を平和公園に移転し改築します。平成 27 年度に有識者が参画する中央図書館基本構想検討会を設置し、並行して区民懇談会を開催し利用者や近隣住民の情報提供や意見集約を行いながら、改築の検討を進めていきます。移転・改築にあたり、いたばしボローニャ子ども絵本館を複合化します。中央図書館移転後の用地には、常盤台区民事務所及び常盤台地域センターの複合施設を建設します。				

②中央図書館の移転後用地を核とした複合化プラン

目標年度	後期期間中を目標に複合化				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	常盤台区民事務所	常盤台	昭 46	725	基幹施設
	常盤台地域センター	常盤台	昭 63	754	
モデル類型	総合行政サービス型				
想定効果	多機能化によるサービス向上 施設の複合化による延床面積の削減 仮設施設を造らないことで整備に係る費用を削減				
説明	中央図書館移転後の用地に、常盤台区民事務所及び常盤台地域センターを複合化します。常盤台区民事務所は、交通便利の良い中央図書館の移転後用地を活用し、教育科学館と併設しており集会所の設置圏域が重複している常盤台地域センターを複合化します。常盤台地域センター移転後のスペースには、区民集会所を配置し、東新しいこの家を複合化します。				

③常盤台地域センター移転後のスペースを活用した複合化プラン

目標年度	後期期間中を目標に改修・複合				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	教育科学館	常盤台	昭 63	4,236	基幹施設
	東新いこいの家	常盤台	昭 57	194	
モデル類型	多世代交流型				
想定効果	施設の複合化による延床面積の削減 仮設施設を造らないことで整備に係る費用を削減				
説明	教育科学館を大規模改修し、常盤台地域センターの移転後スペースに東新いこいの家を複合化します。地域センターのレクリエーションホールが補完してきた集会機能は、区民集会所として存続します。				

④ときわ台児童館廃止後のスペースを活用した複合化プラン

目標年度	平成 28～30 年度を目標に複合化				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	ときわ台保育園	常盤台	昭 43	406	基幹施設
	東新ベビールーム	常盤台	昭 57	170	
モデル類型	施策間相乗効果型				
想定効果	施設の複合化による延床面積の削減 保育施設間の連携強化				
説明	ときわ台児童館の廃止後スペースを改修し、東新いこいの家と併設の東新ベビールームを移転します。				

(5) 大谷口地区周辺グループ

①大谷口地域センターを核とした複合化プラン

目標年度	平成 29 年度を目標に複合				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	大谷口地域センター	大谷口	平 04	1,009	基幹施設
	大谷口いこいの家	大谷口	昭 63	409	
モデル類型	多世代交流型				
想定効果	多世代交流による地域コミュニティ活性化 複合施設の延床面積の削減 公園内に設置され、建ぺい率を超過した施設の解消				
説明	公園内に設置され、建ぺい率を超過している大谷口いこいの家の建物の供用を廃止し、いこいの家機能として高齢者が通い憩える場（多目的スペース 30 ㎡）を、大谷口地域センターロビーの余裕スペースに複合します。				

(6) 前野地区周辺グループ

①前野ホールを核とした集約プラン

目標年度	後期期間中を目標に集約				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	前野地域センター	前野	平 07	378	基幹施設
	前野ホール	前野	昭 62	999	
モデル類型	施策間相乗効果型				
想定効果	施設管理の一元化による効率化 地域コミュニティ施設の集約による利便性向上 集約化施設の延床面積の削減				
説明	前野ホールの余裕スペースを改修し、前野地域センターを複合化します。前野地域センターの移転に合わせ、エコポリスセンターの改修を行い、まへの福祉作業所を複合します。				

②エコポリスセンターを核とした複合化プラン

目標年度	後期期間中を目標に集約				
対象施設	施設名	地区	築年	施設延床 (㎡)	備考
	エコポリスセンター	前野	平 07	3,101	基幹施設
	前野いこいの家	前野	平 07	234	
	まえの福祉作業所	前野	昭 40	201	
モデル類型	多世代交流型				
想定効果	多世代交流による地域コミュニティ活性化 バリアフリー対応 複合施設の延床面積の削減 移転後跡地の貸付・売却による財源確保				
説明	前野地域センターの移転に合わせ、エコポリスセンターの改修を行い、まえの福祉作業所を複合します。まえの福祉作業所の移転を決定した後の跡地は、跡地活用方針に則って、後利用意向調査を行い、その結果に基づいて活用又は処分等を検討します。				

(7) 高島平地区周辺グループ

○集約・複合化プラン対象施設

施設名	築年	施設延床 (㎡)	配置の考え方	方向性
高島平区民事務所	昭 54	369	各地域を対象とした施設として、区役所の総合窓口としてのサービスを提供していることを踏まえ、利用者の利便性に配慮しながら配置します。	改築・複合
高島平地域センター	昭 54	518	18の地区を対象とした施設として、利用者の利便性に配慮しながら配置します。	改築・複合
高島平児童館	昭 54	785	「新たな児童館」は18地区を基本に配置します。また、地域子育て支援拠点事業が円滑に実施できるよう、地域間での対象人口や面積、小学生などの従来の利用者の一部も引き続き利用することも踏まえて、更に8館を配置します。	改築・複合
高島平区民館	昭 54	950	高島平地区を中心に住民や地域団体等の活動を含めた地域の魅力発信の中核施設としての視点を考慮しながら配置します。	改築・複合
高島平図書館	昭 59	2,786	各地域を対象とした施設として、奉仕圏域（図書館を中心に半径1km）を考慮し、利用者の利便性に配慮しながら配置します。	改築・複合
高島平健康福祉センター	昭 47	596	保健福祉センターは各地域を対象とした施設として、利用者の利便性に配慮しながら5か所配置します。	改築・複合
●併せて機能の配置を検討したもの				
シニア活動支援機能（従前検討していた（仮）シニア活動センターの機能）				

○第1期に改築・改修・集約・複合・移転に分類されたその他の施設

施設名	方向性	説明
障がい者福祉センター	改修	第1期計画期間中を目標に福祉園の大規模改修の検討と一体的に区有地等の活用も含めた改修方法・改修時期について検討します。
高島平福祉園	改修	第1期計画期間中を目標に大規模改修するため、区有地等の活用も含めて対象となる福祉園の改修方法・改修時期について検討します。
高島平七丁目公園倉庫	改築	後期期間中を目標に改築するため、併設施設を含んだ公園全体の更新について検討します。